

高山市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月8日

高山市長 田 中 明

記

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
東山台町内会	事務所の所在地	この会は、東山台町内会 といい、事務所を岐阜県 高山市三福寺町1677 番地2（東山台公民館） に置く。	この会は、東山台町内会 といい、事務所を岐阜県 高山市三福寺町1600 番地1（東山台公民館） に置く。	令和8年4月1 日